

老後の資産形成を支援する税制改正に向け 政府税調が海外調査報告、中期税制答申!

～日米英加豪の主な私的年金制度及び非課税貯蓄・投資制度～

三菱UFJ国際投信株式会社 商品マーケティング企画部 松尾 健治
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

老後の資産形成を支援する税制改正に向け政府税調が海外調査報告、中期税制答申!

2019年9月4日に日本の財務省で政府税制調査会第25回総会が開催された(後述※1参照、財務省主税局が事務局、詳しくは内閣府のホームページ～URLは後述[参考ホームページ]①参照)。

ここで、「海外調査報告」と「とりまとめに向けた議論」が行われた。「海外調査報告」は2019年1月31日開催の第21回総会で「老後の資産形成を支援する税制改正の検討に本格的に着手し、まずは米欧へ税調委員を派遣して制度の運用実態を調査することを了承した。」となった事を受けたもので(後述※2参照)、この海外調査に関連、2019年4月24日開催の第22回総会で「老後の資産形成等に関する専門家会合」設置が決まり第1回会合が2019年6月10日に開催されている(URLは後述[参考ホームページ]①参照)。

当コラムでは、この海外調査の主な対象国にオーストラリアを加えている。オーストラリアを加えた理由は規制で米国よりも先行、投信で日本より大きい為だ(2019年9月2日付その278～後述[参考ホームページ]①参照)。

主な私的年金制度及び非課税貯蓄・投資制度

*私的年金制度の確定給付/DBは除く。理解を優先するべく主な制度を抜粋し一定条件の下で作成している。同じ制度でも国々で大きな差が出る為、正確な所は各国の財務省及び税務当局等の資料を参照の事。 2019年4月現在

	日本			米国			英国			カナダ			オーストラリア		
	私的年金制度		非課税貯蓄・投資制度	私的年金制度		非課税貯蓄・投資制度	私的年金制度		非課税貯蓄・投資制度	私的年金制度		非課税貯蓄・投資制度	私的年金制度		
	企業型DC ※1	個人型DC /iDeCo ※1	一般NISA ※1	企業型DC /401k等 ※2	IRA (伝統的/トラディショナル/シヨナルIRA) ※2	ロスIRA ※2	NEST等 ※3	ステークホルダー年金 ※3	ISA ※3	RPP ※4	RRSP ※4	TFSA ※4	スーパーアニュエーション ※5	RSA ※5	
主な拠出	企業	個人	個人	企業	個人	個人	企業	個人	個人	企業	個人	個人	企業	個人	企業
対象	加入企業の60歳未満(65歳未満)	20歳以上60歳未満(65歳未満)	20歳以上	加入企業の21歳以上	所得制限あり70.5歳未満	所得制限あり	22歳以上	全居住者	18歳以上	18歳以上71歳以下	18歳以上71歳以下	18歳以上	18歳以上	18歳以上	18歳以上
強制か任意か	任意	任意	任意	半強制※2	任意	任意	半強制※3	任意※3	任意	任意※4	任意	任意	強制	任意	任意
導入年/実質開始年	2001年	2016年	2014年	1981年	1974年	1997年	2012年	2001年	1999年	1887年	2009年	1993年	1993年	1997年	
最大年間拠出限度額(現地通貨) マatching拠出やキャッチアップ拠出等を含む	660,000	816,000	1,200,000	62,000		7,000	給与の8% ※3	3,600	20,000		26,500	6,000	給与の9.5% ※5	(25,000から)150,000 ※5	スーパーアニュエーションと同じ。
最大年間拠出限度額(円) マatching拠出やキャッチアップ拠出等を含む	660,000	816,000	1,200,000	6,908,040		779,940		522,950	2,905,280		2,205,834	499,434		(1,963,775から)11,782,650 ※5	
課税方式	EET	EET	TEE	EET	EET	TEE	EET	EET	TEE	EET	EET	TEE	ttE	TtE	ttE
拠出時	非課税 /Exempt	非課税 /Exempt	課税 /Taxed	非課税 /Exempt	非課税 /Exempt	課税 /Taxed	非課税 /Exempt	非課税 /Exempt	課税 /Taxed	非課税 /Exempt	非課税 /Exempt	課税 /Taxed	軽減税率 (15%) ※5	課税 /Taxed ※5	軽減税率 (15%) ※5
運用時	非課税 /Exempt	非課税 /Exempt	非課税 /Exempt	非課税 /Exempt	非課税 /Exempt	非課税 /Exempt	非課税 /Exempt	非課税 /Exempt	非課税 /Exempt	非課税 /Exempt	非課税 /Exempt	非課税 /Exempt	軽減税率 (15%) ※5	軽減税率 (15%) ※5	軽減税率 (15%) ※5
給付時(目標年齢以上)	一部課税 /Taxed ※1	一部課税 /Taxed ※1	非課税 /Exempt	課税 /Taxed	課税 /Taxed	非課税 /Exempt	課税 /Taxed 25%まで非課税で引出し可能。	課税 /Taxed 25%まで非課税で引出し可能。	非課税 /Exempt	課税 /Taxed ※4	一部課税 /Taxed ※4	非課税 /Exempt	非課税 /Exempt	非課税 /Exempt	非課税 /Exempt

※1 日本の企業型DC及びiDeCo…企業型DCの最大年間拠出限度額は他に企業年金無しの場合、66万円/月5.5万円。これは事業主掛金との合計額で、加入者掛金は事業主掛金と同額以下。つまり事業主掛金が33万円なら加入者掛金は33万円も可能で限度となるが、事業主掛金が22万円なら加入者掛金は22万円まで、44万円となる。iDeCoの最大年間拠出限度額は自営業者等は国民年金基金と合算で年81.6万円、サラリーマンは年27.6万円(他に企業年金等無し)は年24万円(他に企業型確定拠出年金あり)は年14.4万円(他に企業型確定拠出年金あり)、サラリーマンの妻等は年27.6万円。年金払いの場合、雑所得として課税。所得の計上し、公的年金等控除を適用。一時金払いの場合、退職所得又は一時所得として課税。運用は非課税だが、特別法入税が2020年まで課税停止中。日本の一般NISA…つみたてNISAで企業が支給する奨励金について月1000円を上限に非課税とする措置を金融庁が要望。

※2 米国の企業型DC/401k等(403b, 457の多)…最大年間拠出額は2019年において56,000米ドル(50歳以上の者についてはキャッチアップ拠出/Catch-Up Contributionsがあり62,000米ドル)。従業員は19,000米ドル(50歳以上は20,000米ドル)。TEE型のロスIRAもある。半強制/自動化は雇用主は従業員が加入の意思表示しない場合に401kに自動加入させて、従業員は意思決定をせずとも良く、その場合、デフォルト・プロダクトであるターゲット・デッド・ファンドとなる(年金保護法/Pension Protection Act 2006)。米国の伝統的/トラディショナルIRA…最大年間拠出額は2019年において6,000米ドル(50歳以上の者については7,000米ドル)。拠出年齢上限は70.5歳で、RMD/Required Minimum Distribution/最低引出義務(強制引き出し)がある。ただ、年齢上限廃止、RMDの年齢を72歳に上げる法案が出ている。

※3 英国のNEST/National Employment Savings Trust/国家雇用貯蓄信託等の私的年金…NESTは自前で年金プランを提供出来ない企業向け。22歳以上、公的年金支給開始年齢(男65歳、女60歳未満)。半強制/自動化は雇用主は年金制度が義務(自営業者は任意で、従業員は自動加入させられるが、従業員は任意で脱退/オプトアウト/opt out可能となっている(年金法/Pension Act 2008, 2014年のオプトアウト率約8%)。また、従業員は意思決定をせずとも良く、その場合、デフォルト・プロダクトであるリタイアメント・デッド・ファンド(Retirement Date Funds)となる。デフォルト・プロダクト以外(5種類)については「Higher Risk Fund」や「Lower Growth Fund」などネガティブ・イメージを出して(その他はEthical FundやShareFund, Pre-retirement Fund)という特定層向けにデフォルト・プロダクトに誘導されている(2014年のデフォルト・プロダクト選択率約99%)。「給与の8%」には雇用主の3%(2018年10月～)を含む(個人が5%だが、1%は税還付により政府負担)。尚、英国のステークホルダー年金は任意だが、職域年金を実施していない人以上の雇用主は義務。英国のISA…奨励金・補助金はライフタイムISAでは積立額の25%、最大年1000英ポンド(約14万円)を政府が支給、ヘルプ・トップ・バインISAでは住宅購入時に貯蓄の25%、最大3000英ポンド(約43万円)を政府が支給。

※4 カナダのRPP/Registered Pension Plan/登録年金制度は確定給付/DB型と確定拠出/DC型があり、どちらも雇用主は最低1%の拠出が義務付けられ、カナダのRRSP/Registered Retirement Savings Plan/登録退職貯蓄制度…収入があれば誰でも加入(給付時の課税/Taxedは住宅資金/HBPや生涯学習/LLPの為の引出しで一部非課税)。RPPもRRSPも前年所得の13%または前年のDC拠出の上乗額26,500加ドルの低い方が共通の枠として設定される(コントリビューション・ルール)。カナダのTFSA/Tax-Free Savings Account/非課税貯蓄口座…カナダのTEE型、繰越は無期限。




※5 オーストラリアのスーパーアニュエーション/Superannuation…18歳以上月収450豪ドル以上の従業員(非正規等含む)に雇用主が強制的に拠出(自営業者は任意)。給与の9.5%(2021年7月から0.5%ずつ上昇、2025年7月からは12%)、従業員の追加拠出は任意で可能。所得税最高税率45%の中で強制・任意合わせて年間25,000豪ドルまで軽減税率(15%～高年取者30%、低年取者非課税)。25,000豪ドル超は所得税。オーストラリアのRSA/Retirement Savings Account/退職貯蓄口座…低コストで元本保証プロダクト(保険会社や銀行等が提供)。スーパーアニュエーションと同じ課税。(出所: 各国の財務省及び税務当局等の資料より三菱UFJ国際投信株式会社商品マーケティング企画部が作成)

EET と TEE

2019年9月4日開催の政府税制調査会第25回総会の報道は下記の通り。「4日の総会では、老後資産づくりを支援する税制について欧米各国の制度を議論。働き方によって税負担に差がないように配慮し、資金の積み立て・運用段階は非課税で給付時に課税される方式が多く、日本でも同様の仕組みを目指すべきだという意見が目立った。」(2019年9月5日付日本経済新聞朝刊～URLは後述[参考ホームページ]②参照)。「働き方の多様化が進む中、現状では働き方によって異なる私的年金など資産形成に関する税制を公平なものに見直すことなどが柱で、公的年金の先細りを念頭に老後の資産形成を促す。…(略)…。論点の柱となった資産形成に関しては、95歳まで生きるには2千万円の蓄えが必要とした金融庁の報告書が問題となり、国民の間で関心が高まっている。資産形成の促進策としては現行制度でも、拠出時や運用時の所得税を優遇する個人型確定拠出年金『iDeCo(イデコ)』や企業型確定拠出年金(DC)などの制度がある。しかし制度ごとに利用可能な年齢や優遇の内容が異なるうえ、企業年金やDCなどでは、所属する企業が導入していなければ、優遇が受けられないケースもある。労働市場ではフリーランスが増えるなど働き方が多様化しており、優遇税制を見直す必要が生じている。英国などでは、働き方にかかわらず同一の税優遇が受けられる仕組みが導入されており、中期答申ではこうした事例なども参考にする。」(2019年9月5日付産経新聞朝刊～URLは後述[参考ホームページ]②参照)。

上記報道の中で「積み立て・運用段階は非課税で給付時に課税される方式が多く、日本でも同様の仕組みを目指すべき」とあるが、これは前頁図表左側の日本欄で示されている通り、企業型DCや個人型DC/iDeCoなどEET型(拠出時:非課税/Exempt、運用時:非課税/Exempt、給付時:課税/Taxed)である(2016年9月12日付その156でも紹介～後述[参考ホームページ]①参照)。ちなみにNISAはTEE型(拠出時:課税/Taxed、運用時:非課税/Exempt、給付時:非課税/Exempt)である。

主たる国でまとめると、EET型は日本の企業型DC&iDeCo、米国の401k&IRA、英国のNEST&ステークホルダー、カナダのRPP&RRSPとなる。TEE型は日本のNISA、米国のロスIRA、英国のISA、カナダのTFSAである。尚、オーストラリアのスーパーアニュエーション&RSAはTTE型となる。

	EET型(企業型)	EET型(個人型)	TEE型	
日本…	企業型DC	個人型DC/iDeCo	NISA	
米国…	401k等	トラディショナルIRA	ロスIRA	
英国…	NEST	ステークホルダー年金	ISA	

(出所: 2013年4月1日付その6、2016年6月6日付その143～URLは後述[参考ホームページ]②参照)。

総じてEETが古い制度で、TEEが新しい制度である。日本のNISA(2014年～)や米国のロスIRA(1997年～)が該当するTEEは「拠出は税引き後拠出で、運用時と引出し時が非課税となっており、将来、自身の税率が今よりも上がると考えている若年層や低所得者層の利用が主であるとのこと。…(略)…。拠出段階では税制に影響がなく、足元では減収が計上されない。アメリカは法案を出す際に10年の幅で予算への影響を見るため、税制で支援を行う必要がある際は、Roth型のような足元で減収の計上されない施策の方が法案審議において有利となる。」(海外調査報告の米加～後述[参考ホームページ]①参照)と言う事で新しく拡大している。

EETとTEEについての理解は米国を見るとわかりやすい。米国でIRA/Individual Retirement Accounts/個人退職勘定はかつてEET型だけだったが(1974年～)、1997年にTEE型のロス/Roth IRAが登場した。ロス/Roth IRA登場により、区別すべく、従来のEET型は伝統的/トラディショナルIRAと呼ばれる様になった。

<IRAの歴史(一部 401kの歴史)> (2016年9月12日付その156でも紹介～後述[参考ホームページ]①参照)

・1974年…IRA/現トラディショナル IRA 開始(所得控除あり、給付時課税)。

企業年金加入者は対象外。

・1981年…401k 実質開始(所得控除あり、給付時課税)。

・1981年…IRAの対象者が拡大、70.5歳未満の収入のある居住者等へ。

・1997年…ロス IRA 開始(年齢制限なしで所得控除なしで給付時非課税)。

「新 401k」の SIMPLE IRA・SIMPLE 401k 開始(*SIMPLE…Savings Incentive Match Plan for Employees of Small Employers、100人以下の企業に要件等を簡略化した確定拠出制度)。

・2006年…401kにおいてロスIRAの様な給付時非課税のロス401kが可に(70.5歳未満)。

IRAの金融機関アドバイス可に。



EETのトラディショナルIRAとTEEのロスIRAについて、「**米国ではトラディショナルIRAとロスIRAが加入者の意思により使い分けられている。年金受取時に通常所得が無くなりそう人はトラディショナルIRAで年金受取時に低税率を享受するケースが多く、年金受取時に今より通常所得がありそうな人はロスIRAにして年金受取時に非課税を享受するケースが多い様である(*アドバイザーなどにそう奨められている)**。」(2013年6月10日付日本版ISAの道_その15～URLは後述[参考ホームページ]②参照)である。

米国…米国の個人退職勘定(IRA:Individual Retirement Account)の概要(2018年1月現在)

		伝統的IRA (給付時課税型)	ロスIRA (拠出時課税型)
導入年		1974年	1997年
拠出可能年齢		70.5歳未満	制限なし
年間拠出限度額 (注1)		5,500ドル (注2) 又は年間給与等のうちいずれか低い方の額	左記の伝統的IRAへの年間拠出限度額から伝統的IRAへの年間拠出額を減算した額
所得制限		[所得控除限度額に係る所得制限 (注3)] 単身の場合 : 7.3万ドル 夫婦共同申告の場合 : 12.1万ドル	[年間拠出限度額に係る所得制限 (注4)] 単身の場合 : 13.5万ドル 夫婦共同申告の場合 : 19.9万ドル
税務上の取扱い	拠出時	非課税 (5,500ドル (注2) 又は年間給与等のうちいずれか低い方の額を限度とする所得控除)	課税 (所得控除なし)
	運用時	非課税	非課税
	給付時	課税	非課税 (但し、適格給付 (注5) である必要)
給付開始年齢		59.5～70.5歳	制限なし
早期給付 (59.5歳到達以前) による10%加算税		あり	あり (非適格給付の場合のみ)

(注1) 超過拠出額に対して6%の加算税 (additional tax) が生じる。
 (注2) 50歳以上の者については6,500ドル (キャッチアップ拠出)。
 (注3) 当該金額は、拠出額に係る所得控除限度額が完全にフェーズアウトする所得金額 (企業年金加入者の場合)。単身の場合、調整総所得金額が6.3万ドル (夫婦共同申告の場合は10.1万ドル) を超過すると、拠出額に係る所得控除限度額が逐次減っていく仕組みとなっている。
 (注4) 当該金額は、年間拠出限度額が完全にフェーズアウトする所得金額。単身の場合、調整総所得金額が12万ドル (夫婦共同申告の場合は18.9万ドル) を超えると、年間拠出限度額が逐次減っていく仕組みとなっている。
 (注5) 適格給付の要件とは、ロスIRA勘定を5年以上維持していること及び下記のいずれかの要件を満たすこと
 ・給付時に59.5歳以上であること
 ・死亡時に遺産財団等のために贈られるものであること
 ・障害を負った個人に帰属するものであること
 ・初めて住宅を購入する個人、配偶者又は直系親族のために充てること (生涯累計で1万ドル上限)

(注2の注) 米国の伝統的/トラディショナルIRAの最大年間拠出額は2019年において6,000米ドル(50歳以上の者については7,000米ドル)。

*拠出年齢上限は70.5歳で、RMD/Required Minimum Distribution/最低引出義務(強制引き出し)がある。ただ、年齢上限廃止、RMDの年齢を72歳に上げる法案が出ている(2019年6月17日付その269～URLは後述[参考ホームページ]②参照)。

(出所: 2018年10月23日付政府税制調査会「参考資料19-4」～ <https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen19kai3.pdf>)

米国の参考となる国の筆頭が日本

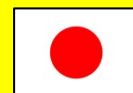
米ダウ・ジョーンズ社が発行する米国で最も著名な投資週刊誌バロンズ/Barron'sに2019年9月7日付「世界的な高齢化の危機、どう立ち向かうか/How to Fix the Global Retirement Crisis」と言う見出しで次の通り出ていた。かなりの量なので、ごく一部だが、下記に引用するが、ぜひ原文を見て欲しいものである(後述[参考ホームページ]③参照)。

「国連の推定によれば、2050年には6人に1人/16億人が65歳超となる。これは大きな問題だろう。高齢化の最先端にある日本は、既に人口の28%が65歳以上で、対策が喫緊の課題である。…(略)…。



今夏のG20会合では、高齢化が対処を必要とするリスクとして初めて特定された。完璧な対策を開発した国はないが、各国の状況を知れば、米国が自国の高齢化に取り組む際の助けとなるだろう。 本誌は政策ウォッチャー、学会、業界専門家に対して、就労期間の長期化、退職貯蓄、長期ケアや介護といった高齢化のさまざまな課題に取り組む上で米国の参考となる国/countries offer lessons for the U.S. in tackling various facets of aging, including working longer, retirement savings, long-term care, and caregivingを聞いた。

日本 Japan



日本は高齢化の中心地である/Japan is at the leading edge of the trend。平均寿命が世界で最も長い上に、以前から出生率が低い為、労働力が不足し、年金制度に大きな圧力がかかっている。…(略)…。

日本は、気前が良い年金制度/generosity of its national pension systemを改正し、受給開始年齢を徐々に引き上げている。現在は65歳だが、安倍首相は70歳以上への引き上げを検討している。日本企業の退職年齢/the retirement age in Corporateも変わりつつある。かつての定年は平均寿命と約10年しか違わなかった。現在では、定年は60歳、平均寿命は84歳である。日本は企業に対して、定年後の従業員の雇用を継続するインセンティブを提供している。また、60歳以降も働くことを希望する従業員の再雇用を義務付けている。ところで、多くの日本人にとって、65歳をどうに超えても働き続ける最大の理由は金銭ではない。高齢化と退職の専門家であるソニーライフ・エイゴン生命の宮川貴央氏によれば、社会参加と生きがい、仕事を続けるモチベーションの上位に入る。…(略)…。

日本の高齢者の約70%は65歳以降も働きたいと考えているが、実際に雇用されているのは20%のみである。日本政府はこの状況を変えようとしており、国の経済再活性化戦略の重要な要素として高齢者の雇用機会の拡大を掲げる。…(略)…。米国の退職関連団体である全米退職者協会/AARPのアルウィン/Alwin氏は、米国が見習う事の出来るプログラムだと話す。同氏によれば、日本と米国が高齢者を雇用する別の方法は、柔軟性を高め、スキルの更新や生涯学習の機会を提供することである。

オーストラリア/Australia



グローバル・エイジング・インスティテュート/Global Aging Institute. Indeed,のジャクソン/Jackson氏によれば、オーストラリアのアプローチは最高の手法の一つだ。同社の調査によれば、年金制度の財政の持続可能性と所得の十分性に関して、オーストラリアは先進国で最上位クラスである。米国の社会保障基金は、このままでは2035年までに枯渇すると言われている。

オーストラリアもかつては同様の状況に直面していた。同国は景気後退の最中にあった28年前、徹底した改革によって、スーパーアニュエーション/superannuation guarantee、“スーパーSuper”と呼ばれる、加入必須、

完全積立方式の雇用者年金制度/mandatory, fully funded employer pension systemを導入した。この制度では雇用者の拠出を義務付けており/mandatory contribution from employers、現在の拠出割合は従業員所得の9.5%だが、2025年には12%に上昇する予定である。

オーストラリアでは、誰もが基本的な生活水準を十分維持出来る所得を確保出来る様に、(公共扶助査定のための)資力調査/means-testに基づく定額の老齢年金/flat-rate Age Pensionも導入している。これは一定の金額を下回るスーパー口座/Super accountsを補う役割を果たす。

現在、退職者の約4分の3は政府から何らかの支給を受けている。しかし、経済協力開発機構/OECDのニコラス/Nicolas氏の推定によれば、スーパー口座が満期を迎えるにつれて、2030年には支給を必要とする人の割合は10%未満となり、国の財政負担が軽減される見込みである。オーストラリアの制度は、全ての人に基礎的な退職所得を提供し、米国には存在しないセーフティーネットを生み出している。

スウェーデン/Sweden

…(略)…。

中国/China

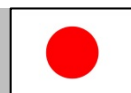
…(略)…。」

「**米国の参考となる国**」の筆頭が日本である。いつもは日本が参考としている米国が日本を参考にする事は極めて珍しい事である。「**米国が自国の高齢化に取り組む際の助けとなる**」と言う日本で、2019年9月12日に政府税調第26回総会が開催されて、中期税制答申を取りまとめたと言う(非公開)。この中期税制答申は委員の任期に合わせ3年に1度まとめるのが通例だが前回2016年は所得税改革の議論の途上だった為に取りまとめが見送られている。その意味で、中期税制答申は2013年6月24日に現行政府税調となって初めてとなる。

「**NISAは金融庁でiDeCoは厚生労働省と縦割りになっている**ので、これらを一括して扱えるのはこの政府税調しかないということだと思いますので、積極的に網羅的にここで議論の俎上に載せてやるべきだと思います。」(土居教授～後述※2参照)と言われる通り、日本のNISAやiDeCoの関係者が政府税調及びその中期税制答申に注目するのは当然だが、今まさに高齢化問題で懸命に取り組んでいる米国のトランプ政権も日本の政府税調に注目している可能性は高い(2019年6月17日付日本版ISAの道 その269『資産形成最新動向』米国も『老後2000万円不足』? だから、SECURE、RESA、RSSA! 日本で官房長官がNISAに言及する中、NISAでどの様なものに投資されてきたか～後述[参考ホームページ]③参照)。

老後の資産形成を支援する税制改正に向け政府税調が公表した海外調査報告、そして、近く公表する中期税制答申、しっかり注目したいものである。

※1: 政府税調と党税調…



政府税制調査会(以下、政府税調)は審議会等の一つとして首相の諮問機関となり、中長期的な税制のあり方についての議論、成長戦略の具体的な議論をする(内閣府ホームページ～ <https://www.cao.go.jp/zei-cho/index.html>)。毎年度の税制改正について答申する他、3年に1回、委員の任期(3年、再任あり)に合わせて中期税制答申をまとめる。2019年9月4日総会では中期税制答申のとりまとめをした。構成する委員は「30人以内」で首相が大学教授等有識者から任命する。2019年4月1日現在、委員は20人で会長は中里実・東大教授。その他

に、特別な事項を一定期間、調査する非常勤の特別委員や専門委員もいる。鳩山内閣(2009年9月16日～2010年6月8日)では財務相が会長になる政府税調を立ち上げたものの、安倍内閣(2012年12月26日～)で現在の形となっている。

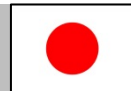
一方、自民党税制調査会(以下、自民党税調)は自民党政務調査会(部会・調査会・特別委員会等)の一つとして自民党の立場から毎年度の税制改正の具体策など重要事項を議論する(自由民主党ホームページ～ https://www.jimin.jp/member/officer/#tab_03)。公明党税制調査会(公明党ホームページ～

https://www.komei.or.jp/about/board/seichou/zeisei_chousakai/)と共に、年末、「与党税制改正大綱」をまとめる(政府はそれを元に翌年、通常国会に税制改正法案を提出する)。構成する委員は自民党総裁(現在は安倍首相)が現役の閣僚以外の自民党員から任命するのが通例となっている。2019年5月29日現在、会長以下38人いるものの、「非公式幹部会(インナー)」の9人、特に会長と最高顧問と小委員長と小委員長代理の「コアインナー」4人が中心となる。自民党税調会長は自民党の要職でもあり、2015年10月7日から宮沢洋一元経済産業大臣(宮沢喜一元首相の甥)だったが、2019年9月11日の内閣改造・党役員人事で甘利明・選対委員長となった。



かつて、自民党税調が実質的に税制を決め、その翌日、政府税調が事実上追認する形だった。1986年8月1日にはその当時の自民党税調会長だった山中貞則が「政府税調の答申は軽視しない。無視する。」と言っていた。ただ第1次安倍政権(2006年9月26日～)で安倍首相官邸が政府税調会長を指名、実質的な事務局を財務省から内閣府に移し、力関係を大きく変える兆しは既にあった。ただ、その後、民主党政権(2009年9月16日～)となり、与党・民主党税調と政府税調が一本化され新しい政府税調(財務大臣が会長、政府・与党幹部が委員)が誕生し、税制改正大綱を決めた事がある(2011年の野田民主党政権で民主党税調は復活)。第2次安倍政権(2012年12月26日～)となって、安倍政権は民主党政権時代の政府税調(財務大臣が会長)を廃止、自民党政権時代の政府税調に戻している。その上で**2013年6月24日に政府税調総会を開き、委員20人と特別委員19人の人事を発令、会長に中里実東大教授を選出している。**従来の政府税調の形であるが、力関係に変化が見られる。それは税制で「(首相)官邸主導」が進み、自民党税調及び財務省の劣勢が続いているからだ。**二度の消費増税(2015年10月1日からの8%→10%、2017年4月1日からの8%→10%)延期表明も、軽減税率(8%)導入(2019年10月1日からの酒類と外食を除く食料品8%)も、自民党税調及び財務省の反対にもかかわらず「官邸主導」で決まっている。**そして今、2019年9月11日の内閣改造・党役員人事で自民党税調会長は先述した甘利明氏となった。甘利氏は、続投が決まった麻生太郎・副総理兼財務相率いる麻生派に所属、安倍首相の盟友とも言われている。3年近く前、甘利氏が「非公式幹部会(インナー)」に入った際、「甘利氏は経財相時代に自民税調や財務省と鋭く対立した人物。『官邸主導』がさらに進む人事になるとみられる。」(2016年10月1日付日本経済新聞朝刊「税制改正、百家争鳴、自民税調、リード難しく、菅氏・公明が存在感。」～ https://www.nikkei.com/article/DGXLASF30H4U_Q6A930C1PP8000/)と言われたが、会長なら一層であろう。「甘利氏は第2次安倍政権の発足時に経財相に就いて首相の経済政策『アベミクス』を推進し、政策面でも首相の信頼は厚い。10月からの消費税増税による景気への影響や、デジタル化の進展などを見据えた税制改正のとりまとめ役を担う。」(2019年9月10日付日本経済新聞朝刊1面「選対・下村氏、税調・甘利氏、あす内閣改造・党人事、一億相に衛藤氏、西村・萩生田氏が初入閣。」～ https://r.nikkei.com/article/DGKKZO49588550Z00C19A9MM8000?n_cid=TPRN0001&s=3)となり、一層、税制が「官邸主導」、安倍首相が掲げる「成長重視」の税制となる可能性が高い。

※2: 老後の資産形成等に関する専門家の主な意見…



土居丈朗・慶應義塾大学経済学部教授…2019年9月4日開催の政府税制調査会第25回総会は欠席、意見書を出し、そこで「わが国では手厚い公的年金等控除があるため、給付段階における課税が実質的に行われな
ないこともあるが、諸外国の例なども参考に、今後拠出・運用・給付の各段階を通じた適切な税負担を検討すべき
ではないか。…(略)…。資産形成を支援する枠組みとしては、EET型のiDeCoのほか、TEE型のNISAも存在
する。ただ、現行の一般NISAの利用者は高齢者に偏っており、若い人に活用されていない。非課税とする
からには、退職後に向けた安定的な資産形成に資する制度とする必要がある。」と言っている(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/1zen25kai9.pdf>)。

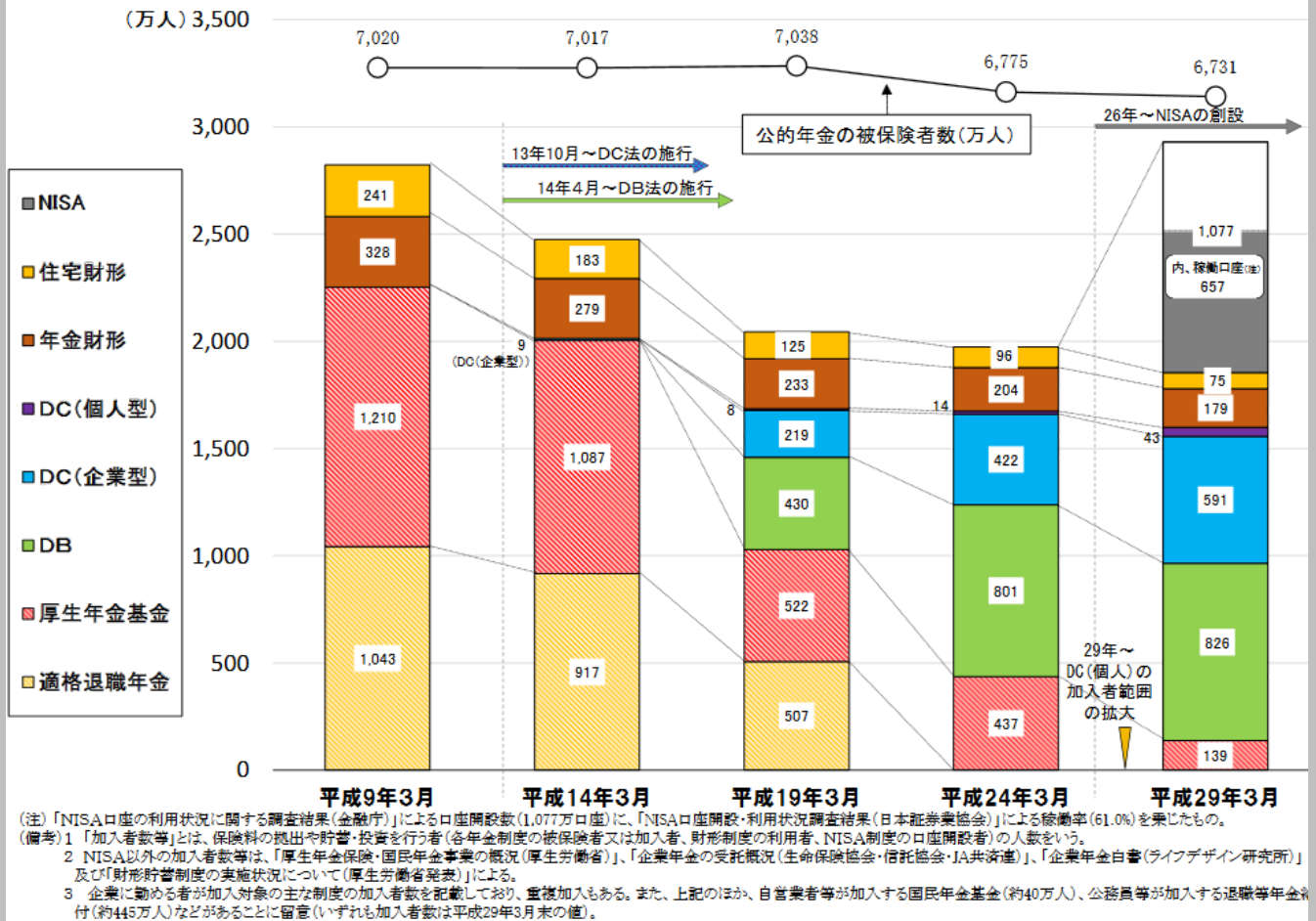
土居教授は政府税調総会・委員20人の1人で(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/konkyo/doc/meibo.pdf>)、老後の資産形成等に関する専門家会合・メンバー9人の1人で(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/1rougo1kai1.pdf>)、海外調査の為に米国とカナダへ2019年4月28日～5月5日に田辺・成城大学経済学部特任教授と財務省主税局と総務省自治税務局の3人と共に出張している(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/1zen25kai2.pdf>)。

土居教授は2018年10月23日に日本の財務省で開催された第19回総会で「NISAは金融庁でiDeCoは厚生労働省と縦割りになっているため、これらを一括して扱えるのはこの政府税調しかないということだと思いますので、積極的に網羅的にここで議論の俎上に載せてやるべきだと思います。」とも言っている(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/30zen19kaigiji.pdf>)。

2018年10月23日開催第19回総会では企業年金・個人型の確定拠出年金(iDeCo)等の年金税制、財形貯蓄・NISA等の金融税制の現状等について、有用な意見が多々書いてあるのでその議事録から一部を下記する(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/30zen19kaigiji.pdf>)、資料は <https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen19kai.html>)。

森戸英幸・慶應義塾大学大学院法務研究科教授…「依然、公的年金に頼る人が多いわけですが、公的年金がマクロ経済スライドもあり、高齢化社会なので、今後あまり伸びないのは確かなわけですが、そうすると、それ以外が大事ということで企業年金、その他の比重が増すことになるわけですが、そこで企業年金にも注目が集まったが、ここ何十年、適年廃止、厚年基金縮小、中小企業を中心に企業年金がない被用者が増えている。…(略)…。要は全国民について個人別に老後のための非課税貯蓄枠を設けましょう。現役時代は一定額の上限まで非課税による積立てを認めて、運用段階も非課税で支給時に課税、EETです。」。

主な私的年金制度、非課税貯蓄・投資制度の加入者数等の推移



(出所: 2018年10月23日付政府税制調査会「説明資料19-3」～ <https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen19kai3.pdf>)

佐藤主光・一橋大学大学院経済学研究科及び国際・公共政策大学院教授…「若い人の資産形成を考えていく上において、ここでの議論はずっとEETの話だと思うのです。つまり拠出時非課税の話。だから控除枠の話が出てくるのだと思いますが、他方ではTEEのやり方もあるわけですし、つまり引き出した時は非課税なので、仮に例えば企業が確定拠出で積み立てて、退職一時金で渡していても最初の拠出の段階で課税していれば退職金の段階、一時金の段階で課税する必要はないのです。なので、例えばRoth IRAやカナダのTFSAなど、もちろんカナダもアメリカもEETの仕組みはあります。401kとかありますが、あわせてTEEの仕組みも作っているの、そのあたりは参考になるのかなと思いました。」

以上

[参考ホームページ]

- ①政府税制調査会の2019年9月4日開催第25回総会…「<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2019/1zen25kai.html>」(海外調査報告: 米加は <https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/1zen25kai2.pdf>、英仏独は <https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/1zen25kai4.pdf>)、
- 政府税制調査会の2019年9月12日開催第26回総会…「<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2019/1zen26kai.html>」、
- 2019年1月31日開催第21回総会…「<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2018/30zen21kai.html>」、
- 2019年4月24日開催第22回総会総会議事録…「<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/31zen22kaiken.pdf>」、
- 2019年6月10日開催第1回老後の資産形成等に関する専門家会合…「<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/rougo/index.html>」、
- 2019年9月4日開催第25回総会の土居委員の意見書…「<https://www.cao.go.jp/zei-cho/content/1zen25kai9.pdf>」、

2016年9月12日付日本版ISAの道 その156「NISA 拡充や日本版ロス IRA 創設に期待!~日米英カナダの確定拠出年金及び非課税貯蓄/投資口座等の比較~」…「 https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_20160912.pdf 」。

②2019年9月5日付 日本経済新聞朝刊「老後資産の形成支援へ 政府税調総会 所得税、再配分強化も」…「 <https://www.nikkei.com/article/DGKKZO49411760U9A900C1EE8000/> 」、

2019年9月5日付 産経新聞朝刊「老後資産形成 税制で促す 政府税調 中期答申の論点公表」…「 <https://www.sankei.com/economy/news/190904/ecn1909040032-n1.html> 」、

2013年6月10日付日本版ISAの道 その15「日本版ISAと日本版401kと日本版IRAの使い分け~英国ISAと米国IRA(トラディショナル IRA とロスIRA)の融合~」…「 <https://www.am-mufg.jp/text/130610.pdf> 」、

2019年6月17日付日本版ISAの道 その269「『資産形成最新動向』米国も『老後2000万円不足』? だから、SECURE、RESA、RSSA! 日本で官房長官がNISAに言及する中、NISAでどの様なものに投資されてきたか」…「 https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_190617.pdf 」、

2013年4月1日付日本版ISAの道 その6「税制改正法が参院で可決・成立! 法律・政省令も公布され、日本版ISAが実務段階へ!!」…「 <https://www.am-mufg.jp/text/130401.pdf> 」、

2016年6月6日付日本版ISAの道 その143「DC改正法案成立! 日本の個人型DCが米国IRAと同じなら5年で(2021年に)約10兆円!? ただ、米国のDC、そしてDC経由での投信保有の大きな転機が来ている可能性」…「 https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_160606.pdf 」。

③2019年9月7日付米国バロンズ/Barron's「世界的な高齢化の危機、どう立ち向かうか/How to Fix the Global Retirement Crisis」…「 <https://jp.wsj.com/articles/SB10758886968001254892704585539351311643836> 、 <https://www.barrons.com/articles/how-to-fix-the-global-retirement-crisis-51567808425> 」、

2019年6月17日付日本版ISAの道 その269「『資産形成最新動向』米国も『老後2000万円不足』? だから、SECURE、RESA、RSSA! 日本で官房長官がNISAに言及する中、NISAでどの様なものに投資されてきたか」…「 https://www.am-mufg.jp/text/oshirase_190617.pdf 」。

三菱UFJ国際投信【投信調査コラム】日本版ISAの道 バックナンバー…「 <https://www.am-mufg.jp/market/report/investigate.html> 」、
「 <https://www.am-mufg.jp/smp/market/report/investigate.html> 」。

本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。